

令和4年度

一般競争入札による公用車売却

入 札 要 領

人吉下球磨消防組合

目 次

第 1 入札物件	P 3
第 2 入札参加申込資格	P 3
第 3 契約上の主な条件	P 3
第 4 入札参加の申込	P 4
第 5 入札物件の確認	P 5
第 6 入札の日時、場所及び入札に必要な書類等	P 5
第 7 入札の無効	P 6
第 8 入札の変更等	P 7
第 9 入札の辞退	P 7
第 10 入札保証金及び契約保証金	P 7
第 11 契約の締結	P 7
第 12 契約の解除	P 8
第 13 所有権の移転	P 8
第 14 物件引き渡し	P 8
第 15 公租公課等	P 9
第 16 入札に関する質問	P 9
第 17 その他	P 9

(入札物件)

第1 一般競争入札に付する車両は、次のとおりとする。

物件 番号	物品名	型 式	排気量	初年度登録	検査証 満了日	走行距離 (R4.6.7時点)
1	熊本タンク車	KK-FD1JEDA	7,960 cc	平成12年 3月	令和4年 3月9日	81,142 k m
2	旧2号車	U-NKS58GR 改	3,630 cc	平成5年 2月	令和3年 3月5日	58,639 k m
3	熊本救急車	CBF-TRH221S	2,690 cc	平成18年 10月	令和4年 10月26日	327,919 k m

(1) 詳細は、別紙仕様書のとおり。

(入札参加申込資格)

第2 本案件の入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、参加申込書を提出した日から落札決定日までの間において、次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

(2) 市町村税等に滞納がある者。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「不当行為防止等に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員の活動等公序良俗に反する活動のために本物件を利用し、又は提供しようとする者。

(契約上の主な条件)

第3 公序良俗に反する使用の禁止について次の特約を付するものとする。

(1) 売払物件を、不当行為防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員がこれらの用に供することなど公序良俗に反する用途に使用してはならない。

(2) 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、落札者は前号の使用の禁止を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して前号の定めに反する使用をさせてはならない。

(3) 売払物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第1号の定めに反する使用をさせてはならない。

2 前項について、当消防組合が、必要があると認めるときは、実地調査等を行うものとして、落札者及びその後の譲受人等は協力する義務を負うこと。

- 3 第1項第1号に違反したときは、売買代金の100分の10の額を違約金として当消防組合に支払わなければならない。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 4 売払物件に隠れた瑕疵があっても、当消防組合はその責めを負わない。
- 5 入札に参加した者は、当該売払物件の内容を十分に確認したものとする。
- 6 物品の引渡しについては、売買代金納付完了後、引き渡します。
 - (1) 引き渡しは現状渡しとし、引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行わないものとします。
 - (2) 車両に装備されている機装品について、消防章、赤色警光灯（発光部分も含む）、標識灯、サイレンアンプは取り外し、転売及び再利用できない状態にすること。また、車両のボディ等に貼り付けてある文字及びマークについては抹消すること。以上のことについて、取り外し及び抹消したことが分かる写真（車両の全周囲5面）を引き渡し後14日以内に実施し当消防組合に提出すること。
 - (3) 名義変更や廃車の手続きについて、落札者が行い、届出の写しを引き渡し後14日以内に実施し提出すること。
- 7 契約、登録等の諸手続き、運搬、引き渡しに係る費用は落札者が負担すること。

(入札参加の申込)

第4 入札に参加しようとする者は、受付期間内に第3号の申込書類を全て提出しなければならない。申込書類は返却しないものとする。

(1) 受付期間

土日を除く令和4年7月1日（金）から令和4年7月14日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで。
郵送の場合は、7月14日（木）必着とする。

(2) 受付場所

熊本県人吉市下林町1番地
人吉下球磨消防組合消防本部 総務課

申込書類は持参又は郵送とする。郵送の場合は、必ず一般書留又は簡易書留で郵送すること。

(3) 申込書類

ア 個人の場合

- (ア) 入札参加申込書兼誓約書（印鑑登録証明書の印で押印すること。）
- (イ) 住民票（発行後3箇月以内のもの・写し可）
- (ウ) 印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの・写し可）
- (エ) 納税（完納）証明書（発行後3箇月以内のもので、直近2年間に於いて市町村税に未納のない証明・写し可）

イ 法人の場合

- (ア) 入札参加申込書兼誓約書（印鑑証明書の印で押印すること。）
- (イ) 法人登記簿謄本（発行後 3 箇月以内のもの・写し可）
- (ウ) 印鑑証明書（発行後 3 箇月以内のもの・写し可）
- (エ) 納税（完納）証明書（発行後 3 箇月以内のもので、直近 2 年間に於いて市町村税に未納のない証明・写し可）

（入札物品の確認）

第 5 入札物品の確認は、次の期間、場所において行う。ただし、試乗は行ないません。

- (1) 期間 令和 4 年 7 月 8 日（金）から令和 4 年 7 月 14 日（木）まで
土日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

- (2) 場所 人吉下球磨消防組合消防本部（熊本県人吉市下林町 1 番地）

2 物品確認を希望する者は、事前に氏名及び物品確認を希望する日時を総務課へ連絡し、担当者と日程調整をすること。電話での車両に関する質問は一切受け付けません。

（入札の日時、場所及び入札に必要な書類等）

第 6 入札の日時、場所及び入札に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 日時 令和 4 年 7 月 21 日（木） 午後 1 時 00 分から実施する。

- (2) 場所 熊本県人吉市下林町 1 番地 人吉下球磨消防組合 2 階 会議室

- (3) 入札に必要な書類

ア 入札参加申込書（申し込みをして、受付印が押印してあるもの）

イ 入札保証金

入札に参加される方は、入札保証金を入札日の受付の際にご提出ください。

開札後、落札者以外の入札参加者には、入札保証金をお返しします。

ウ 印鑑

入札参加申込書に押印した印鑑を持参してください。ただし、代理人が入札参加する場合には、代理人が委任状に押印した代理人使用印を持参してください。

エ 委任状（代理の方が参加される場合のみ）

オ 入札書

- (ア) 記名押印を忘れずに、申込時に提出した印鑑登録証明書又は印鑑証明書の印鑑を使用すること。代理人より入札するときには、代理人の氏名を記入のうえ、代理人使用印鑑として委任状に押印した印鑑を押印すること。

- (イ) 算用数字を使用すること。

- (ウ) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。（消費税を含まない金額）

(エ) 一度提出した入札書の変更又は取消しは認めない。

(オ) 入札書は当消防組合指定の様式を用いること。

カ 入札書用封筒

次の事に留意して封筒を作成し、入札書の中に入れ、提出すること。

(ア) 差出人の住所、氏名（法人の場合は商号及び代表者名）を記載すること。

(イ) 封筒の表には、下記のとおり記載すること。

『人吉下球磨消防組合 管理者 森本 完一 様
一般競争入札による公用車売却入札
入札書在中 令和4年7月21日』

(ウ) 封筒の裏には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で裏面3ヶ所割印すること。

(代理人が応札する場合は、委任状の代理人の印鑑で割印すること。)

(4) 入札に係る事項

ア 入札に参加しようとする者が1人の場合においても、入札は執行されるものとする。

イ 入札開始時間までに入札会場に入場しない場合は、不参加扱いとする。

ウ 入札有資格者は、1名のみが入場できることとする。

エ 最高価格で同価格の入札者が2人以上のときは、くじによって落札者を決定する。

(入札の無効)

第7 次の各号のいずれかに該当するとき、その入札は無効とする。落札決定後、契約締結後に判明した場合も無効とし、契約の解除をする場合がある。

(1) 代理人による入札の際、委任状を提出していないとき

(2) 代理人による入札の際、委任状に委任者の実印及び代理人の印が押印されていないとき

(3) 同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき

(4) 入札書の記載事項が確認できないとき

(5) 入札書の金額を訂正したとき

(6) 郵便等により、入札書を送付してきたとき

(7) 入札参加資格のない者が入札をしたとき

(8) 入札者が談合等の不正行為を行ったとき

(9) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき

(10) 最低売却価格（税抜）未満の金額で入札したとき

(11) 所定の様式の入札書を用いなかったとき

(12) 申込者が未成年の場合、法定代理人以外の者が入札を行ったとき

(入札の変更等)

第8 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させないことができる。又は天候等の都合により、入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

(入札の辞退)

第9 入札参加申込み後において入札を辞退することとなった場合は、入札を辞退する旨を「第16(3) 提出方法」の連絡先に電話等で連絡し、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

(入札保証金及び契約保証金)

第10 入札保証金の金額は、入札者が見積る金額の**100分の5**以上とし、落札者の入札保証金は、売買契約締結時までお返しできませんが、落札者以外の方には、開札後、直ちにお返しをする手続きを行います。

契約を締結する際の契約保証金の金額は、売買代金の**100分の10**以上を契約保証金としてお支払いいただきます。

(契約の締結)

第11 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内（ただし、土日祝日を除く。）に別添「物品公売契約書」を「第4(2) 受付場所」に提出し、契約を締結しなければならない。

2 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が、当消防組合の指名停止などの措置を受けた場合は、契約を締結しない。

3 落札者は、契約締結日から10日以内に契約金額及び預託済みリサイクル料金の全額を当消防組合が発行する納入通知書により納付しなければならない。

4 落札者は、物品引渡しの完了以前に、次に掲げる行為はできないものとする。

(1) 売買物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡すること。

(2) 売買物件に新たな物件を設置すること。

(3) 売買物件の形質を変更すること。

5 落札者は、入札物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

6 落札者が落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない。

7 落札者が契約を締結しないときは、当該入札に参加した予定価格（最低売却価格）以上で有効な入札を行った次順位者と随意契約をすることができる。この場合において、当該契約の締結は、落札金額（落札者が入札した金額）にて行うものとし、当初の競争入札に付するときに定めた条件は変更しない。

8 契約締結及び履行に関して必要な費用は、全て落札者の負担とする。

(契約の解除)

第12 落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

(1) 契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められる場合

(2) 契約の履行について、不正な行為があった場合

(3) 前2号に定める場合を除くほか、落札者が契約に違反した場合

(所有権の移転)

第13 所有権移転の時期は、契約代金が完納したときに移転する。

(物件引渡し)

第14 物品引渡しの期限及び場所は、次のとおりとする。希望する日時を総務課へ連絡し、担当者と日程調整をすること。

(1) 期限 令和4年8月12日（金）（ただし、土日を除く。）

(2) 場所 人吉下球磨消防組合（熊本県人吉市下林町1番地）

2 車両の移転登録（車両の所有者、車両番号の抹消登録及び自賠責保険の名義変更等）に係る手続きは落札者に委任することとし、落札者の責任において行うこと。なお、構造等変更検査の可否については、これを保証しない。

3 車両の移転登録に係る諸経費の一切は落札者が負担することとなる。

4 車両の移転登録完了後は、移転登録が完了したことが確認できる書類（写し）を「第4（2）受付場所」に提出した後に車両を引き渡すものとする。

5 車両の運送については、落札者の責任のもとで行うこと。また、車両の輸送等に要

する経費は全て、落札者が負担すること。

(公租公課等)

第15 売却、登録に伴う公租公課等は、落札者の負担とする。

(入札に関する質問)

第16 当該入札に対する質問は、次のとおり書面により提出すること。

(1) 提出期間

令和4年7月8日(金)から令和4年7月14日(木)まで(ただし、土日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は期限内必着)。

(2) 提出場所

「第4(2)受付場所」と同じ。

(3) 提出方法

FAX及び電子メールにて受け付ける。(ただし、必ず確認の電話をすること。)

【FAX】 0966-22-5240

【メール】 soumu@fire119-hitosho.com

【電話】 0966-22-5241

(4) 質問に対する回答

令和4年7月19日(火)午後5時00分までに参加申込書提出者全員にFAX又は電子メールにて行うものとする。

(その他)

第17 本入札及び契約後において、不正又は不誠実な行為があった場合は、適切な措置を講じるものとする。

2 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

3 都合により、入札執行が延期又は中止となる場合がある。

4 使用する印鑑は、提出書類全てに同じものを使用すること。

5 落札者決定後は、要領等の内容の不明確を理由として異議申し立てを行うことはできない。

6 当消防組合は売買物件につき、瑕疵担保及び危険負担の責は、契約締結日以降これを負わないものとする。

7 入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用することとする。

8 この要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、人吉下球磨消防

組合財務規則によるものとする。

9 問合せ先

人吉下球磨消防組合 総務課

電話 0966-22-5241（内線 224）